

学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則及び佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第2号

学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則及び佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
(学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第1条 学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則(昭和32年佐賀県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
左欄(職員)	右欄(職)	左欄(職員)	右欄(職)
略		略	
事務職員	主幹、主査、 <u>副主査</u> 、研究員、社会教育主事補、主任司書、司書、体育指導員、会計年度任用職員	事務職員	主幹、 <u>主任主査</u> 、主査、研究員、社会教育主事補、主任司書、司書、体育指導員、会計年度任用職員
技術職員	主幹、主査、副主査、 <u>会計年度任用職員</u>	技術職員	主幹、 <u>主任主査</u> 、主査、副主査、 <u>会計年度任用職員</u>
社会教育主事	主幹、主査、 <u>副主査</u> 、社会教育主事	社会教育主事	主幹、 <u>主任主査</u> 、主査、社会教育主事
略		略	

(佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則(昭和33年佐賀県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
左欄(職員)	右欄(職)	左欄(職員)	右欄(職)

改正前		改正後	
略		略	
事務職員	主幹、主査、 <u>副主査</u> 、統計主事、社会教育主事補、体育指導員、会計年度任用職員	事務職員	主幹、 <u>主任主査</u> 、主査、統計主事、社会教育主事補、体育指導員、会計年度任用職員
技術職員	主幹、主査、副主査、主任保健師、主任栄養士、学校保健技師、医師、栄養士、会計年度任用職員	技術職員	主幹、 <u>主任主査</u> 、主査、副主査、主任保健師、主任栄養士、学校保健技師、医師、栄養士、会計年度任用職員
社会教育主事	主幹、主査、 <u>副主査</u> 、社会教育主事	社会教育主事	主幹、 <u>主任主査</u> 、主査、社会教育主事
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の左欄に掲げる職員は、別に辞令等により命ぜられない限り、施行日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる職に命ぜられたものとする。

行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級の主査	<u>主任主査</u>
行政職給料表の適用を受ける職員のうち、副主査	<u>主査</u>